成績評価基準

- ・学則別表第1の教育課程及び授業時数に準じ、年間指導計画(シラバス)に表記されている授業科目の成績評価は、定期試験、又は担当教員が必要に応じて実施する試験、課題、レポート及びその他平素の学習活動全般から得られる評価資料に基づいて総合的に勘案して行う。
- ・学外における実習の成績評価については、実習先の評価と学校での評価資料を総合的 に判断して行う。
- ・授業科目の標準授業時間数の3分の2(介護福祉実習等は5分の4)に達した者について、その科目について評価をしている。
- ・各科目には、授業目的、到達目標が設定され、成績の評価は 100 点満点とし、A (優: 80 点以上、高い程度に達成している)、B (良: 79 点から 70 点、十分に達成している)、C (可: 69 点から 60 点、おおむね達成している)、D (不可: 60 点未満、達成していない)をもって表示する。
- ・単位認定は、原則として前期末及び学年末に行い(前期:4月~9月、後期:10月~3月)、①授業科目の標準授業時間数の2/3以上出席していること(実習については4/5以上出席していること)、②試験その他の審査による成績評価が「C(可)」以上であることをともに満たしている場合に、学科毎の成績判定会議(校長、副校長、学科長等で構成)を経て校長が認定する。